

新潟市告示第 2 1 4 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課において，一般の縦覧に供する。

平成 2 0 年 4 月 1 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の種類	路線名	区 間	供用開始年月日
市道	曾和イター-信濃町線 1 号	新潟市西区曾和字沢田 344 番 3 地先から 新潟市中央区関屋字一番砂除割 55 番 2 地先まで	平成 2 0 年 4 月 1 日
市道	曾和イター-信濃町線 2 号	新潟市中央区関屋字一番砂除割 55 番 2 地先から 新潟市中央区有明大橋町 17 番 1 地先まで	
市道	白根 2 - 7 0 2 号線	新潟市南区白根古川字田尾 70 番 1 地先から 新潟市南区白根古川字田尾 59 番 2 地先まで	